

# 入札説明書

(京都府道路公社管理事務所の電力調達について)

(平成29年10月30日付け公告分)

京都府道路公社管理事務所

一般競争入札の実施に係る入札公告(平成29年10月30日付け京都府道路公社公告。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成29年10月30日

2 契約担当者 京都府道路公社管理事務所長 田辺 文理

3 担 当 部 局 〒624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76  
京都府道路公社管理事務所業務課  
電話番号(0773)83-0074 FAX番号(0773)83-0194

4 入札に付する事項

(1) 調達の商品及び数量

京都府道路公社管理事務所の電力調達 一式

(2) 契約書及び仕様等

本入札における契約事項及び仕様等は、別添電気需給契約書(案)及び仕様書によるものとする。

(3) 調達期間

平成30年2月1日から平成31年1月31日まで

(4) 調達施設

京都縦貫自動車道における電気室21カ所(別添仕様書のとおり)

5 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けていない者

エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者

オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者

カ 「京都府グリーン調達方針」別表3における判断基準(1)を満たさない者

キ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府道路公社の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

## 7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書(別添様式1)及び入札参加資格確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札参加資格確認手続に係る質疑については随時回答するものとする。

### (1) 提出期間

平成29年10月30日(月)から平成29年11月17日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

### (2) 提出場所

3に同じ。

### (3) 提出方法

#### ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に提出すること。

#### イ 郵送により提出する場合

書留郵便により提出期間内に必着のこと。

### (4) 添付資料

次の書類を各一通、提出期間中に持参又は郵送により申請書に添付して提出すること。

#### ア 商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款(写し可)

#### イ 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

#### ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

#### エ 営業経歴書(別添様式2)

#### オ 取引使用印鑑届(別添様式5)

#### カ 直近事業年度分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書。ただし、連結決算を行っている場合は、連結貸借対照表及び連結損益計算書)

#### キ 電力供給約款等

#### ク 上記6(1)のウ～ケに該当しないことを証する書類

#### ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別添様式3)

#### コ 宣誓書(別添様式4)

#### サ 返信用封筒(第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付

したもの)

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

5及び6について審査の上、参加資格があると確認された者は、京都府道路公社管理事務所で使用する電力調達に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、提出期間内に申請書を提出した者に、平成29年11月22日(水)までに文書で通知する。

10 参加資格の有効期限

参加資格の有効期限は、9による資格審査の結果を通知した日から平成30年3月31日までとする。

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(5又は6の(1)のアに該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府道路公社管理事務所長(以下「所長」という。)が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他所長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 京都府道路公社会計規程第71条第2項の規定により準用する京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「準用する規則」という。)第164条の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

### 13 入札手続等

#### (1) 入札の参加

9により送付した確認結果通知に参加資格「有」の記載のある者以外の者の参加は認めない。  
(入札の際に確認します。)

#### (2) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 平成29年12月15日(金)午前11時

イ 場 所 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社管理事務所 会議室

ウ その他 郵送による場合の入札書の提出については下記(3)のキのとおりとする。

#### (3) 入札方法

ア 入札書を別添様式6により作成し、持参するものとする。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別添様式3)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に名称又は商号及び4(1)の名称並びに「入札書在中」と記入し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「12月15日開札 京都府道路公社管理事務所の電力調達 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 〒624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社管理事務所長

受領期限 平成29年12月14日(木)午後5時まで(必着)

添付書類 確認結果通知書の写し(1枚)

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(6) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書(案)及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)に対して質疑書(別添様式7)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### ア 質疑書

(ア) 提出日 平成29年11月29日(水)正午まで(質疑がない場合は、提出不要)

(イ) 提出方法 持参又はFAX(FAX番号0773-83-0194)により提出するものとする。

(ウ) 提出場所 3に同じ

#### イ 回答書

(ア) 交付期限 平成29年12月5日(火)

(イ) 交付方法 FAXにて、9の資格確認結果通知書を送付した者全員に対し交付する。

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付の受理に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものととして入札を行う。

(8) 入札書に記載する金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、13の(2)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係らない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

追って、(3)のキにおける郵送による場合の再入札書は、入札書とは別の中封筒に入れ密封し、封筒に名称又は商号及び4(1)の名称並びに「再入札書在中」と朱書きし、封印等の処理をした上で、(3)のキの表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

す。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法等

ア 準用する規則第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知に記載の日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、準用する規則第159条第2項第1号、第3号又は7号に該当する場合は、免除する。

16 契約書の作成の要否

要する。(別添電気需給契約書(案)により作成する。電気需給契約書(案)は、落札者と協議の上一部変更する場合がある。なお、仕様書は契約書の一部となる。)

17 入札金額の積算

積算に当たっては以下の単価を基本とし、仕様書に示す予定使用電力量に基づき、入札者の積算式により算出するものとし、落札者の決定は、上記により算出された契約期間に係る電気料金の総額

の比較によって行う。また、積算に当たり用いた単価及び算出式については落札決定後も適用する。

- ア 常時基本料金単価(円/kW)
- イ 電力量料金単価(円/kWh)
- ウ 燃料費調整額は「0円/kWh」として積算する。
- エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は「0円/kWh」として積算する。
- オ その他の独自係数等は入札参加者それぞれの約款若しくは積算式による。

## 18 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人が元請けとして実施した実績でなければならない。
- (2) 1から17までに定めるもののほか、準用する規則の定めるところによる。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、審査結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。
- (5) 入札金額の積算根拠を示す資料を入札書と同時に提出すること。  
また、積算根拠書類は返却しない。
- (6) 落札者は、落札後速やかに契約関係書類等を提出すること。
- (7) 接続事前検討を行った結果、工期は次のとおり  
すべての電気室・・・工期なし

### その他の配布書類

- (1) 電気需給契約書(案)、仕様書
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(様式1)
- (3) 営業経歴書(様式2)
- (4) 委任状(契約等委任用、入札委任用)(様式3)
- (5) 宣誓書(様式4)
- (6) 取引使用印鑑届(様式5)
- (7) 入札書2枚(1枚は再入札用)(様式6)
- (8) 質疑書(様式7)
- (9) 納税証明書交付請求書、府税納税証明書
- (10) 入札書等の記入例
- (11) 入札参加申請書類チェック表
- (12) 京都府庁グリーン調達方針(抄)